

スポーツコーディネーター（競技力向上担当）雇用条件

- 1 勤務時間（原則、県職員勤務の時間に準ずる）
8：30～17：15（7時間45分を標準）
12：00～13：00（休憩時間）
※ ただし、会議等の都合により、勤務時間を変更する場合がある。また、実技指導等で変更したい場合は事前に申し出ること。
- 2 業務内容
○県体育協会が行う事務及び競技指導等
 - ・子ども（ジュニア）を対象とした専門競技の実技指導。
 - ・国体の順位向上のための競技団体との連絡調整会議への参加。
 - ・国体への出場を目的とした、練習会や大会及び遠征への参加。
 - ・体育協会の業務に関する資料作成。
 - ・総合型地域スポーツクラブ等と連携し、生涯スポーツの普及のための事業への参加。
- 3 給与
毎月10日締め、21日支給
200,000円/月（見込み） 10,000円/日の20日勤務の場合。
- 4 旅費
県の旅費規程に準じて支給する予定。
- 5 超過勤務等
原則として支給なし。超過勤務が生じた場合は、1時間を単位として勤務日から前四週間、後ろ八週間の間に代休を取ること。
- 6 手当等
通勤手当・・・県の規程に準じ、5,000円/月を上限として支給する。
その他の手当・・・支給しない。（期末手当、退職手当、休日手当、扶養手当、住居手当等は支給しない。）
- 7 有給休暇
年次休暇10日、夏期休暇1日とする（病気休暇、特別休暇（忌引、ボランティア休暇等）を含む。）。
- 8 各種保険
健康保険、厚生年金保険、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入し、給与から差し引く。

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者